

(案)

【派遣決定案件】

取扱注意

議員派遣について

平成 年 月 日

次のとおり議員を派遣する。

[海外調査]

- 1 (1) 派遣場所 オーストラリア連邦
- (2) 目的 シドニー港への表敬訪問及びメルボルン港の事情調査
- (3) 期間 平成30年2月13日より概ね4日間
- (4) 派遣議員 副議長

本当に必要なら
必要なメンバーで
調査に行くや

周年でな...のに行く

毎年どこかに行かなければならない